

敷網漁業許認可方針（瀬戸内海海区）

令和2年11月26日制定

令和6年1月19日改正

本県瀬戸内海海区における敷網漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

（漁業種類、操業区域、漁業時期）

第1 各地区の漁業種類、操業区域並びに漁業時期は、原則として別表各欄の範囲内とする。

2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定を削除し、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

（操業区域の除外区域）

第2 別表に掲げる操業区域のうち、次表の左欄の漁業種類について、中欄に掲げる地区ごとに、右欄に掲げる区域は、操業区域から除外する。

漁業種類	地区	除外区域
別表1の漁業 (八田網漁業)	地区欄1の地区	神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）

（漁業を営む者の資格）

第3 漁業を営む者の資格は、次表の左欄の漁業種類について、中欄の地区ごとに、右欄に掲げる資格を有する者とする。

漁業種類	地区	漁業を営む者の資格
別表1の漁業 (八田網漁業)	地区欄2の地区	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者
別表2の漁業 (棒受網漁業)	全ての地区	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者
別表3の漁業 (小型棒受網漁業)	全ての地区	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

（許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限）

第4 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第5 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおりの条件を付する。

別表1の漁業については、使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 300ワット以下	600ワット以下

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第6 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者（漁業を営む者の資格が定められた漁業にあつては、第3の規定による資格を有する者）のうち、次の順序による。なお、2号から5号において共同して経営する場合にあつては、共同経営者全てが個人であり、各号に該当する者が代表者であることに限る。

(1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であつて、次のア、イのいずれかに該当する者。

ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。

イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。

(2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

(3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

(4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

(5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。

(6) 優先順位6位 前各号以外の者。

2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

(許可の有効期間)

第7 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

第8 次のとおり教示事項を付する。ただし第1号は、別表地区欄1及び3の地区にあつては、第2の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ付するものとする。

(1) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。

(2) この処分について不服がある場合には、①この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(その他)

第9 当該方針内に記述のある緯経度は世界測地系による。

附則 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則第48号）の施行の日（令和2年12月1日）から適用する。

附則 2 令和6年1月19日 一部改正（別表2、3 棒受網、小型棒受網追加）

別表 1 漁業種類：八田網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	神戸市	大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	7月1日から 翌年4月30日まで
2	江井島	共第11号第1種共同漁業権漁場の区域。	1月1日から 12月31日まで
3	岩屋	淡路市大磯から同市野島大石に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月1日から 12月31日まで

別表 2 漁業種類：棒受網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	福良	共第138号第1種共同漁業権漁場の内、次のア、イを結んだ線以北の区域。 ア 釣島灯台（北緯34度14分31.18秒、東経134度42分4.91秒） イ 南あわじ市阿万吹上町田尻（北緯34度13分50.42秒、東経134度42分17.91秒）	5月1日から 12月31日まで

別表 3 漁業種類：小型棒受網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	福良	共第138号第1種共同漁業権漁場の内、次のア、イを結んだ線以北の区域。 ア 釣島灯台（北緯34度14分31.18秒、東経134度42分4.91秒） イ 南あわじ市阿万吹上町田尻（北緯34度13分50.42秒、東経134度42分17.91秒）	5月1日から 12月31日まで